牛の腎臓	0.02ppm
豚の腎臓	0.02ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.03ppm
牛の食用部分	0.03ppm
豚の食用部分	0.02ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.03ppm
乳	0.02ppm
鶏の筋肉	0.01ppm
その他の家きんの筋肉	0.01ppm
鶏の脂肪	0.04ppm
その他の家きんの脂肪	0.04ppm
鶏の肝臓	0.02ppm
その他の家きんの肝臓	0.02ppm
鶏の腎臓	0.02ppm
その他の家きんの腎臓	0.02ppm
鶏の食用部分	0.02ppm
その他の家きんの食用部分	0.02ppm
鶏の卵	0.02ppm
その他の家きんの卵	0.02ppm
はちみつ	0.05ppm
（略）	

(2)　検体

食品	検体
（略）	
西洋なし，日本なし，マルメロ及びりんご	果梗（こう）を除去したもの
（略）	

(3)～(8)　（略）

8～12　（略）

牛の腎臓	0.02ppm
豚の腎臓	0.02ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.03ppm
牛の食用部分	0.03ppm
豚の食用部分	0.02ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.03ppm
乳	0.02ppm
鶏の筋肉	0.01ppm
その他の家きんの筋肉	0.01ppm
鶏の脂肪	0.04ppm
その他の家きんの脂肪	0.04ppm
鶏の肝臓	0.02ppm
その他の家きんの肝臓	0.02ppm
鶏の腎臓	0.02ppm
その他の家きんの腎臓	0.02ppm
鶏の食用部分	0.02ppm
その他の家きんの食用部分	0.02ppm
鶏の卵	0.02ppm
その他の家きんの卵	0.02ppm
はちみつ	0.05ppm
（略）	

(2)　検体

食品	検体
（略）	
西洋なし，日本なし，マルメロ及びりんご	花おち，しん及び果梗（こう）の基部を除去したもの
（略）	

(3)～(8)　（略）

8～12　（略）

○厚生労働省告示第三十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十六条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十二条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十五条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二条第三項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める現物給与の価額（平成二十四年厚生労働省告示第三十六号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年二月二十八日

厚生労働大臣　加藤　勝信